別表３－１（第２の１から４までの事業に係る配分ポイント）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | | 判断基準 | ポイント |
| １ | 地域のサポート体制 | | サポート体制計画の支援分野全てについて担当機関、部署が決まっている。 | １ |
| ２ | サポート体制計画の支援内容 | | 支援内容の区分毎にその他を除く全ての項目に支援内容を記載している。 | １ |
| ３ | 住居のあっせん | | 就農希望者や新規就農者が利用できる住居があらかじめ用意されている。  （用意されている物件の状態、場所等がわかる資料を添付すること） | ２ |
| ４ | 農地のあっせん | | 就農希望者については以下の①を、新規就農者については①及び②を満たすこと。  ①　地域計画の区域内に賃借権等の権利を取得できる農地があらかじめ見込まれていること。  ②　目標地図に位置付けられ又は位置付けられる見込みであること。  なお、いずれの場合も、地域計画の策定に向けた協議を実施中の場合を含むこととする。  （用意している農地について、あっせんを受ける者にその利用状況等の現況や営農条件等を説明する資料、①又は②のことが分かる目標地図又は協議の関係資料等を添付すること。） | ２ |
| ５ | 過去３年間の新規就農者の定着率 | | 事業開始前３年間に新規就農した者の定着率が90％以上であること。 | ２ |
| ６ | 事業実施年度の翌年度から３年間の新規就農者の目標 | | 事業後３年間の新規就農者数の合計が、事業開始前３年間合計の150%以上200%未満になる計画となっていること。 | １ |
| 事業後３年間の新規就農者数の合計が、事業開始前３年間合計の200%以上になる計画となっていること。 | ３ |
| ７ | 農山漁村における女性の登用 | （１）取組主体が市町村、農業団体等の場合 | 女性登用の数値目標・取組計画の設定がある。（第５次男女共同参画基本計画（令和２年12月25日閣議決定）等に基づき策定された数値目標・取組計画が確認できる資料を添付すること） | １ |
| （２）取組主体が協議会の場合 | 構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画の設定がある。  （第５次男女共同参画基本計画（令和２年12月25日閣議決定）等に基づき策定された数値目標・取組計画が確認できる資料を添付すること） | １ |

別表３－２（第２の１の事業に係る配分ポイント）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 判断基準 | ポイント |
| １ | 就農相談 | 就農相談会について、年４回以上出展者として参加する、又は自らが開催する計画となっている。 | ２ |
| 就農相談体制を整備するに当たり、就農相談員を新たに雇用することにより、専任の職員を増員することで、組織の強化を図る又は図っている。 | ２ |
| ２ | 実施計画 | 就農希望者と農業又は地域とのミスマッチを防ぐため、本格的な就農準備に入る前に農業体験や短期の研修を２回以上実施する計画となっている。 | １ |
| 就農希望者、新規就農者が互いに情報交換ができる交流会又はネットワーク作りを行う計画となっている。 | １ |
| 就農に必要な知識と技術を習得できる研修計画を作成することとしている。 | １ |
| 就農希望者とのミスマッチを防ぎ、定着を促進するため、研修プログラムに掲げる各品目ごとに、労働時間や農業所得（経費や施設・機械等の減価償却費を含む。）、地域における生活費等の詳細をそれぞれ明らかにすることにより、就農後の農業経営及び地域での生活のイメージを明確に示す計画となっている。 | ２ |
| ３ | 都道府県加算 | 申請数の５倍を都道府県ポイントとして、都道府県が独自に設定した判断基準により配点 |  |

別表３－３（第２の２の事業に係る配分ポイント）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 判断基準 | ポイント |
| １ | 就農支援員の選定 | 地域の推進品目全てに就農支援員を選定している。 | １ |
| 就農希望者（研修生等）に対し、指導経験がある者を就農支援員に選定している。 | １ |
| UIターン者を就農支援員に選定している。 | １ |
| 女性農業者を就農支援員に選定している。 | １ |
| ２ | 実施計画 | 新規就農者一人に対し、複数の就農支援員を設定する計画を立てている。 | １ |
| 就農支援員が月１回以上、担当の新規就農者の面談を実施する計画を立てている。 | １ |
| ３ | 都道府県加算 | 申請数の５倍を都道府県ポイントとして、都道府県が独自に設定した判断基準により配点 |  |